

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：大川原地区棚田地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項 (棚田等の名称及び範囲)

- ・ 大川原棚田 範囲については、別添 1 のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

(1) 棚田等の保全

① 耕作放棄の防止・削減

- ・ 令和 1 1 年度まで大川原棚田における耕作放棄地の新たな発生を防止する。

② 生産性・付加価値の向上

- ・ 令和 1 1 年度まで引き続き有機栽培をはじめとする付加価値の高い栽培手法に取り組み、同年度までに、「米」「牡丹そば」の有機栽培手法または有機栽培に準じる栽培手法による作付面積を令和 6 年度実績 1. 1 ha から 1 ha 以上増やし、同手法による生産量を令和 6 年度実績 1, 6 8 0 kg から 5 0 0 kg 以上増加させる。
- ・ 令和 1 1 年度までドローンを活用した防除を継続し、大川原棚田の有機栽培または有機栽培に準じる栽培手法に取り組むほ場を除く棚田地域全域の農薬散布作業の省力化を図る。

(2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

① 農産物の供給の促進

- ・ 令和 1 1 年度までに、大川原棚田で生産された有機栽培米または有機栽培に準じる栽培手法の「米」「牡丹そば」の販売量を令和 6 年度実績 1, 6 8 0 kg から 5 0 0 kg 以上増加させる。
- ・ 棚田米のブランド化など付加価値の高い農業経営を目指す。

② 伝統文化の継承

- ・ 令和 1 1 年度までに、毎年 8 月に開催する「大川原の火流し」の参加者（子どもたちを含む地元住民及び来訪者）を令和 6 年度実績：2, 1 8 0 人から 5 0 名増加させるとともに舟の引手等の確保に努め、6 0 0 年以上続く伝統の神事を継承していくための素地を醸成する。
- ・ 子どもの囃子練習を引き続き毎年 5 回実施する。

③ 自然環境の保全・活用

- ・ そばへの食害に対応し、地元猟友会の協力を得て駆除等の防止対策を行い、引き続き被害防止対策を実施する。

(3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ① 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - ・ 営農や環境保全を、大学のボランティア団体と共同で行い、その参加人数を令和3～6年度実績であるのべ22人からのべ30人とする。
- ② 棚田米等を活用した6次産業化の推進
 - ・ 令和11年度までに大川原棚田で生産される「米」「牡丹そば」の作付面積を、現状の22.4haから1ha以上増加させる。
- ③ 大川原地区における地域内交通の取組
 - ・ 大川原地区の交通利便性向上を目的に、毎年度12月から3月までの期間、集落住民を対象とした地区線タクシーの運行を引き続き行う。

3 計画期間

認定の月～令和12年3月末

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

(1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全

- ・ 耕作放棄の防止・削減
 - 大川原中山間地域の会が主体となり、毎年農地の見回りを行うとともに所有者の意向を確認する。耕作放棄につながる恐れのある場合は、集落協定が農地の保全管理作業を行う。
- ・ 生産性・付加価値の向上
 - 市の指導の下、令和11年度までに有機栽培または有機栽培に準じる栽培手法に取り組む「米」「牡丹そば」の作付面積を令和6年度実績1.1haから1ha以上増やし、生産量を令和6年度実績1,680kgから500kg以上増加させる。
 - 大川原中山間地域の会が主体となってドローンによる防除等を継続し、スマート農業の取組を推進する。

② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・ 農産物の供給の促進
 - 大川原中山間地域の会が主体となって、有機栽培米または有機栽培に準じる栽培手法をPRする米のパッケージを利用して慣行栽培米と差別化を図り、産直施設等で販売する。
- ・ 伝統文化の継承
 - 火流し保存会が主体となって、地域と近隣集落の子どもを対象とする囃子練習を4月から8月までの間に計5回実施する。

- ・ 自然環境の保全・活用
 - カラスによるそばへの食害が確認された場合は、必要に応じて黒石市へ有害鳥獣等捕獲許可申請を行い、地元猟友会による駆除を実施する。

③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・ 棚田における都市農村交流を通じた関係人口の創出・拡大による地域振興
 - 大川原地区全体が中心となって、市が実施するワーキングホリデー事業に協力し、都市部の大学生を中心に「大川原の火流し」や農作業に参加してもらうことで都市と農村の交流を図る。
 - 併せて地域の祭事である「大川原の火流し」のPRに尽力し、火流しを通じた大川原棚田地域の知名度向上を図る。
- ・ 牡丹そばを活用した6次産業化の推進
 - 大川原牡丹そばの会が主体となり、大川原棚田で生産される「牡丹そば」を、製粉だけでなく製麺した上で集落内の産直施設で販売するほか、市が開催する「地産地消フェア」や大手スーパーでの販売を行う。
- ・ 大川原地区における地域内交通の取組
 - 中山間地域等直接支払交付金の活動組織である「大川原中山間地域の会」が主体となり、地域の特性や地域住民のニーズに合った運行形態とするための検討や、集落内の住民や路線バスの運行事業者、その他の交通事業者等との協議を重ね、地域内交通の運行を実施する。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

- ・ 大川原地区棚田地域振興協議会規約 別紙「大川原地区棚田地域振興協議会構成員」における名称又は氏名のとおり